

# 企業による地域コミュニティ機能の補完的役割

—自治体との包括連携協定に着目して—

澤 端 智 良\*

## 要 旨

本稿の目的は、企業による地域貢献活動と地域コミュニティ機能との関係性について検討することである。具体的には、企業と自治体（市町村）による包括連携協定に着目し、その連携項目と地域コミュニティの機能や役割および活動内容との関連性を、わが国の伝統的地域コミュニティである自治会・町内会を例に確認する。そのうえで、「新しいコミュニティ」への再構築が求められる状況において、企業が地域コミュニティとどのように関わっていくことができるかについての考察を試みる。

## I. はじめに

社会が大きく変化する中で、いわゆる地域コミュニティが果たすべき役割は多様化・複雑化している。このような状況の中、地域のつながりの希薄化や自治会・町内会の衰退などが指摘され（総務省：地域コミュニティに関する研究会2022など）、わが国における伝統的な地域コミュニティ機能の低下や、新しいコミュニティのあり方が盛んに議論されている（小田切2009；2013, 広井2019；2023, 床桜2020など）。

一方で、多くの企業が社会貢献・地域貢献活動に取り組むようになってきており、いわゆる「公民連携」<sup>1)</sup>を積極的に進めようとする流れも確認できる。例えば筆者は澤端(2022)において、2000年代以降に都道府県と民間企業による包括連携協定が増加している点や、連携分野が広範囲にわたること、連携企業の業種が拡がりつつあることなどを示している。この際、連携が図られている分野の多くが、従来は地域コミュニティが担ってきた機能と重なっていることも指摘したが、十分に検討をすることができなかった。加えて、そのような状況下において議論が進んでいる新しいコミュニティへの移行(地域コミュニティの再構築)において、企業、とりわけ地域外の民間企業がどのように関わっていくことができるのかという点についてもさらに検討を進めていく必要がある。

そこで本稿では上記のような課題に対し、主に企業と自治体との包括連携協定に着目し、企業と地域コミュニティとの関係性、ひいては、企業が地域課題に対しどのように関わっていくべきかという点について検討を試みるものである。

以下では、まずはじめに、コミュニティあるいは地域コミュニティに関する簡単な整理を行ったうえで、わが国における地域コミュニティの代表的組織である「自治会・町内会」

---

\* 茨城キリスト教大学経営学部 准教授

に着目し、その活動内容等から地域において果たして来た役割を確認する。次いで、茨城県内の市町村と民間企業との包括連携協定に着目し、企業がどのような領域で地域との連携を図ろうとしているのかについて確認する。最後に、企業が地域との関係性強化を志向する背景や、地域コミュニティの再構築にあたって企業に期待される役割について検討してみたい。

## Ⅱ. 地域コミュニティとしての自治会・町内会

### 1. コミュニティとは何か

これまでも多くの論者が指摘している通り、「コミュニティ」という概念は非常に多義的であり誰もが納得のいくかたちでの厳密な定義を行うことが難しいとされている(Hillery 1955, 福武1983など)。また、社会学をはじめ様々な学問分野にわたって膨大な研究蓄積の見られるテーマでもある。しかしながら、コミュニティを論じる際に頻繁に参照されている主要な研究はいくつか存在している。そこで、主に船津(2014)および坂倉(2020)による整理をもとに、コミュニティに関連する重要かつ基本的な議論を概観しておきたい。

まず、直接「コミュニティ」という概念を用いてはいないが、その後のコミュニティ研究に大きな影響を与えたものとして、クーリー(C.H.Cooley1909=1970)とテンニース(F.Tönnies1887=1957)の研究をあげることができる。

クーリー(1909=1970)は、人々が作りあげる社会集団を「第一次集団(primary group)」と「第二次集団(secondary group)」とに分類している。「第一次集団」は、フェイス・トゥ・フェイスの親密な結びつきと協働によって特徴づけられる集団のことで、家族、子供の遊び仲間の集団、大人の近隣集団、地域集団などがそれにあてはまる。「第二次集団」は、一定の目的・利害・関心のために意図的につくられ、個人的な事情や感情を排した人間関係からなる集団のことで、企業、労働組合、政党、大学、宗教団体、国家などを指す。

テンニース(1887=1957)は、人々の集団を「ゲマインシャフト(Gemeinschaft)」と「ゲゼルシャフト(Gesellschaft)」に分けて捉えている。「ゲマインシャフト」とは、本質意志(生得的な意志)による自然的な結合からなり、どんなに分離していても本質的には結びついている集団を指し、血縁からなる家族、地縁からなる村落、心縁・精神縁からなる都市などが想定されている。それに対し「ゲゼルシャフト」は、選択意志(形成的な意志)による目的的人為的結合からなり、どれほど結びついていても本質的には分離している集団を指す。例として、法に基づいている大都市、公益からなる国民社会、文明からなる世界社会などが想定されている。

クーリー、テンニースともに、人間関係の親密性や集団形成が自然的か否かといった視点で分類している点は共通している。ただし、クーリーが「第一次集団」と「第二次集団」を同時に両立・存在するものと捉えているのに対し、テンニースは「ゲマインシャフト」から「ゲゼルシャフト」へ歴史的に移行していくものと考えており、この点では若干違いが見られる(船津2014)。

次に、「コミュニティ(Community)」概念について直接的に論じた初期の代表的な研究として、マッキーヴァー(R.M.MacIver 1917=1975)とパークラ(R.E.Park & E.W.

Burgess 1921) がある。

マッキーヴァー (1917=1975) はコミュニティを「地域性」に基づき人々の共同生活が営まれる生活圏と捉えている。対して「アソシエーション (association)」という概念を提示し、「コミュニティ」の内部において一定の目的のために意図的に作られた集団であるとした。つまり、アソシエーションはコミュニティの部分領域として位置づけられ、部分領域であるアソシエーションが特定の目的で作られるものであるのに対し、コミュニティはすべてを包括するものでその存在自体が目的のようなものとして位置づけられている (宮垣2009)。

パークらは、人間の生きる世界を「コミュニティ」と「ソサエティ (society)」に分類し、「コミュニティ」の特徴を「『共生』に基づいている、生態学的秩序」に求める。一方の「ソサエティ」を「『コミュニケーション』によってできあがっている、経済的、政治的、道徳的秩序」のある社会と捉え分類している。

以上の議論を改めてまとめると、それぞれの概念は表1のように整理できる。

これまでコミュニティを論じる際に参照されてきた主な概念を概括すると、船津 (2014) が指摘するように、「人間の集団には自然に生み出され、親密な関係が存在するものと、一定の目的や利害のために意図的に作られ、合理的な関係が存在するものがある」と捉えることができるだろう。

また、坂倉 (2020) によると、コミュニティを分析する概念は、伝統的な地域社会から都市的な社会の変化のなかで生み出されたものが多く、そのため集団の特徴を2つのタイプに分けて理解しようとするものが多くなっているという。

表1 コミュニティ研究における代表的な概念

	伝統的な共同体	都市社会における共同体
クーリー C.H.Cooley (1909=1970)	<b>第一次集団</b> (primary group)	<b>第二次集団</b> (secondary group)
	<b>親密で協力的な結びつき</b> フェイス・トゥ・フェイスの親密な結びつきと協働によって特徴づけられる集団 (家族、子供の遊び仲間集団、大人の近隣集団、地域集団など)	<b>利害に基づく集団</b> 一定の目的・利害・関心のために意図的につくられ、個人的な事情や感情を排した人間関係からなる集団 (企業、労働組合、政党、大学、宗教団体、国家など)
テンニース F.Tönnies (1887=1957)	<b>ゲマインシャフト</b> (Gemeinschaft)	<b>ゲゼルシャフト</b> (Gesellschaft)
	<b>地縁・血縁による自然的集団</b> 本質意志 (生得的な意志) による自然的な結合からなり、どんなに分離していても、本質的には結びついている集団 (血縁からなる家族、地縁からなる村落、心縁・精神縁からなる都市)	<b>選択的目的集団、法社会</b> 選択意志 (形成的な意志) による目的的人間的結合からなり、どれほど結びついても、本質的には分離している集団 (法に基づいている大都市、公益からなる国民社会、文明からなる世界社会)
マッキーヴァー R.M.Maclver (1917=1975)	<b>コミュニティ</b> (community)	<b>アソシエーション</b> (association)
	<b>共同生活の基盤</b> 「地域性」に基づき、人々の共同生活が営まれる生活圏 (村落、都市、国民社会など)	<b>教会やクラブなど共通の関心</b> 「コミュニティ」の内部において一定の目的のために意図的に作られた集団 (家族、境界、労働組合、国家など)
パークら R.E.Park & E.W.Burgess (1921)	<b>コミュニティ</b> (community)	<b>ソサエティ</b> (society)
	<b>生物的競争の集合</b> 「共生」に基づいている、生態学的秩序	<b>社会的抗争の集合</b> 「コミュニケーション」によってできあがっている、経済的、政治的、道徳的秩序

出所：船津 (2014) および坂倉 (2020) を参照し、筆者作成

## 2. 地域コミュニティとしての自治会・町内会

次に「地域コミュニティ」に焦点を当ててみたい。高松（2012）も、「コミュニティ」の厳密な定義の困難性を認めつつ、ひとまずは「一定のルールを自発的に共有する人々の集まり」と定義し、「ある種の相互扶助の仕組みが地域的に機能して、住民間の協力が生まれる地域社会を地域コミュニティと呼んでいる」とする。つまり、「同じ行政区域に住んでいる人の集まりというだけでは『地域コミュニティ』とは言わない」ということである。そのうえで、現代社会における地域コミュニティの衰退という問題をめぐる議論についてのWellman（1979=2006）による以下の類型を紹介している。

それは、①「コミュニティ崩壊論」（現代都市においては地域共同体としてのコミュニティは崩壊しつつある）、②「コミュニティ存続論」（都市においても地域共同体としてのコミュニティはいまだ存在している）、③「コミュニティ解放論」（移動・通信手段の発展によりコミュニティは地域空間から解放され、拡散してネットワークとして存在している）という3類型である。①と②が「地域」という空間を立脚点としているのに対し、③はコミュニティを空間に限定されることなく存在しているものとして捉えており、その意味でコミュニティは「解放」されているという立場をとるものである（高松2012）。

ここで①～③に共通しているのは、「そこに『関係が存在し、人々がつながりをもってかかわりあっている』というネットワーク概念でコミュニティを捉えている」点である（高松2012）。さらにつけ加えるならば、この類型に基づく本稿で取りあげる「地域コミュニティ」は、上記の①・②で議論されてきたものと考えられる。そして、わが国において現在も存在する「地域共同体としてのコミュニティ」の代表的な組織が「自治会・町内会」であると言えよう。

例えば卯月（2004）によると、いわゆるコミュニティ組織（住民組織）は、「地縁型住民組織」（自治会・町内会）、「テーマ型住民組織」（自治体の呼びかけにより組織化された地域協議会）、「テーマ型市民組織」（知縁組織といわれる市民団体やNPO法人等）の3つに類型できるという。このうちの地縁型住民組織にあたる「自治会・町内会」は、日本全国にほぼ網羅的に組織化されている「日本の伝統的な地縁型自治組織」とされる。

## 3. 自治会・町内会の歴史

自治会・町内会の歴史については多くの研究がみられるが、渡辺（2023）によると概ね以下のような経緯で現在に至っているという。

まず、その起源には諸説あるが、①江戸時代に組織された「五人組」（役人が設定：住民同士の監視・連帯責任）説と、②近隣同士の相互扶助のために自然発生した説に大きく分けられるという。日中戦争の頃には全国各地に存在し、1940年の「部落会町内会等整備概要（内務省訓令第17号）」により国の体制として組み込まれた。渡辺（2023）は、「市町村ノ補助機能的下部組織トスル」という第二次大戦下のこの発令を、「相互扶助の自治組織としてではなく、国策遂行のための政府機関の下部組織と正式に位置付けた証し」と捉えている。その後、大戦後にはGHQにより解体（禁止ではなく、廃止）されるも、自然発生的に互助の仕組みが再建され、サンフランシスコ講和条約（1952年）以降に再整備されたというのが通説のようである。

#### 4. 自治会・町内会の定義と特徴および機能

それでは、わが国における自治会・町内会はどのような特徴や機能を有しているのだろうか。

中田・山崎・小木曾（2017）は、共著者3名の整理をもとに、自治会・町内会を「原則として一定の地域的区域において、そこで居住ないし営業するすべての世帯と事業所を組織することをめざし、その地域的区画内に生じるさまざまな（共同の）問題に対処することをおして、地域を代表しつつ、地域の（共同）管理にあたる住民自治組織」と定義している。また、総務省の「地域コミュニティに関する研究会」によると、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されている。つまり、一定の区画を有した地縁に基づく住民自治組織ということになる。

鳥越（1994）は町内会の特徴として、「世帯単位制」（加入単位が世帯）、「地域占拠性」（地域内に単体で組織されている）、「全世帯加入性」（半強制的に加入が促される）、「包括機能」（地域生活に関わる包括的な活動を担う）、「行政の末端機能」（行政の補助的要素）の5点をあげている。また、卯月（2004）は、自治会・町内会を表2のような8つの性格を持つものと説明している。

以上のような性格を有する自治会・町内会であるが、鳥越（1994）が指摘する特徴のうちの「包括機能」と「行政の末端機能」（すなわち卯月の説明の⑥・⑦）、および日本全国のどの地域でもほぼ網羅的に組織化されている「日本の伝統的な地縁型自治組織」である（卯月2004）という点が、次章で取りあげる民間企業と自治体の包括連携協定との関連性を検討するうえでは肝要と思われる。

表2 自治会・町内会が有する8つの性格

自治会・町内会が有する性格
①加入の単位は、個人ではなく世帯である
②範囲に住所をもつ全戸の加入を原則とする
③加入は半強制的、あるいは住所を持つと同時に自動的に加入する
④加入とともに、会費を徴収する
⑤一つの地域には一つの自治会・町内会しか組織されない
⑥自治会・町内会の機能は多種多様で包括的である
⑦行政事務を補完する機能を持つ
⑧伝統的には宗教的、祭礼組織としての性格をもつ

出所：卯月（2004）より筆者作成

#### 5. 自治会・町内会の活動内容

最後に、自治会・町内会が実際にどのような活動を行っているのかについても確認しておきたい。山崎（2003）や野田（2021）によると、その活動は多岐にわたっている。表3および表4からもわかる通り、自治会・町内会は地域住民の生活に即した実に多種多様な包括的な機能を果たしており、地方自治体が担っている業務と重なる活動領域も多い。そのことから、自治会・町内会が行政事務の請負や補完の機能を有するとされる理由も理解ができる。

表3 自治会・町内会の活動テーマと主な活動内容

活動テーマ	主な活動内容
1.生活充実のための活動	●文化、スポーツ、趣味の会 コミュニティ祭、盆踊り / 読み聞かせの会 / 地域史の編集 / ソフトボール・野球、 運動会 / ウォーキング、マラソン、ハイキング等の大会 / 各種趣味の会
2.地域問題解決(まちづく り)のための活動	●地域福祉の充実 老人給食サービス/寝たきり老人、独居老人の友愛訪問、リハビリ法講習/老人会と 子ども会の交流 ●まちの安全確保 自主防災組織づくり ●生活環境の整備 ごみ集積所の管理、運営/ごみの分別収集/生活騒音、ペット対策/ 河川、道路、公園、生活排水路の清掃 ●青少年の健全育成 有害図書の点検・愛のバトロール・青少年教育学習 ●地域計画づくり コミュニティカルテ作成/まちづくり計画作成/先進地見学、交流
3.組織の運営	ニュースの発行 / 集会所の管理、運営 / コミュニティ会議の開催

出所：山崎（2003）より筆者作成

表4 自治会・町内会の活動

一般活動	具体的内容
防災・防犯	防災訓練、避難誘導、資器材備蓄、消火器の管理、 防災・防犯パトロール、防犯灯の維持管理
交通安全	交通安全活動、児童の登下校時の見守り活動
地域福祉	一人暮らし高齢者の見守り活動、相談
環境・美化	公園・河川・道路側溝の清掃、ごみステーションの管理、 花壇づくり、資源ごみの回収
イベント	祭り、文化祭、盆踊り、地区運動会、発表会
交流・互助活動	敬老の集い、旅行、葬儀の手伝い、スポーツクラブ、文化サークル
広報・広聴	広報誌や各種案内の配布・回覧、要望の集約と自治体への連絡
施設管理	公民館や集会所の維持管理
調査・動員協力	調査協力（国勢調査の調査員）、講演会での動員協力、 審議会委員、共同募金
<b>プロジェクト</b>	
地域交通維持のための乗合バス、高齢者の居場所づくり、国際交流講座、野良犬対策など	

出所：野田（2021）より筆者作成

### Ⅲ. 企業による自治体との連携と活動内容

#### 1. 公民連携と連携協定

民間企業は顧客への商品・サービスの提供、雇用の創出、納税など事業活動そのものを通じて日常的に地域との関わりを有している場合も多い。しかしここで主に着目したいの

は、事業活動そのものを通じて地域にどう貢献しているかではなく、むしろ直接的な収益獲得活動とは見なしにくい活動が増えてきている点である。後述するように、企業を取り巻く環境変化がその背景にはあると考えられるが、いわゆる「公民連携」への積極的な取り組みも目立つようになってきている<sup>2)</sup>。

ただし、「公民連携」と一口に言っても、具体的な取り組みは多種多様である。本稿では主に企業と自治体の包括連携協定に着目し考察を進めていくが、そのためには少々の整理が必要だと考えられる。そこで以下では、「手法」に関する面と、取り組まれている主な「テーマ」について、先行研究なども参照しながら簡単に整理をしておきたい。

まず手法に関しては、1999年にいわゆるPFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）が制定されて以降、わが国においても様々な手法やスキームが整備・導入され、日本全国に広まり定着しつつある。これらの多様な手法を整理・分類する視点は様々に提示されているが、（広義の）公民連携における連携協定の特徴を端的に表現するならば、「原則として行政側の財務的・人的負担が不要か極めて小さい」という点にある（高木 2022）。つまり、行政側が財務的・人的負担を伴うような業務委託・指定管理者制度・PFIなどと比較し、行政側も企業側も比較的簡便に実行できる連携手法として位置づけることができる。なお、連携協定には連携の範囲が「個別」のものとして「包括的」なものがあり、本稿で着目する包括連携協定は後者にあたる。

次に実際に連携が進められている「分野」についても簡単に整理をしておきたい。澤端（2022）では全都道府県と民間企業の包括連携協定の連携項目（連携分野）を集計し、全体の傾向を定量的に示しているが、その結果の上位10項目にあたるものが表5に示したものである。また、保田（2018）は、民間企業と自治体の様々な連携事例を確認しながら分野別の類型化を試みており<sup>3)</sup>、その結果、表6に示したような15タイプに分類をしている。なお、やや主観的な判断にはなるが、表5・表6の中で網掛けをしたセル列の各項目は、Ⅱ章で確認した山崎（2003）や野田（2021）による整理を参考に自治会・町内会の活動（担っている役割）と何らかの重なりが想定されるものである。

保田（2018）も指摘しているように、それぞれのテーマへの取り組みは単独で実施されることは稀であり、実際には他のテーマと組み合わせながら実施されることが多い。それは、地域課題が複合的な要因を抱え、何か一つの対応のみでは解決できないことを意味している。Ⅱ章で示した地域コミュニティ（自治会・町内会）の活動も同様であり、まさに包括的に対応していくことが求められている。

表5 都道府県と民間企業の包括連携協定における連携項目（上位10項目：％）

N数	まちづくり・地域活性化・地方創生	教育・子育て支援・少子化対策	地域の安全・安心	防災・災害支援・危機管理	観光振興	健康増進・医療	自然保護・環境問題、再生エネルギー	住民サービス・生活向上	高齢者・障がい者支援・福祉	食・製品の拡販・ブランド化・商品開発
986	66.9	63.3	63.2	59.9	58.1	53.3	51.4	48.9	47.7	45.6

出所：澤端（2022）より筆者作成

表 6 公民連携事業のタイプ分類

タイプ	企業による活動の主な例
防災・防犯	運送業者による宅配サービス時の地域住民の安全確認、自動販売機提供者によるインフラ機能（災害時の飲料等の供給）など
雇用創出	女性活躍推進、高齢者雇用の創出など
高齢者見守り	配達サービス等を行う民間企業による高齢者の健康状態や転居状況の把握
少子化対策・高齢者支援	保険会社等による啓発活動やイベント等の実施（データ活用、子育て支援セミナー、スポーツ教室など）
観光客誘致	航空会社によるマーケティング活動など、企業の発信力や顧客接点を活かした施策
特産品拡販	企業の顧客網や販売網、情報発信力の活用
起業支援	起業家向けの講演・相談会、新規事業立案のワークショップなどの実施
人材育成・教育	小学校でのプログラミング教室、遠隔授業のサポート、部活動や体育の授業でのテクノロジーの活用
IT化	スマートシティ化、地域のIT化・IoT化の支援（実証実験も多く行われている）
移住促進	移住定住に結びつけるための宣伝・PR活動
健康増進	医薬品メーカー・食品メーカーによる健康増進やスポーツ振興などに関する活動
交通	交通事業者による沿線の街づくり活動や交通弱者支援（相乗りバス・タクシーの運行等）
物流	物流・運送業者による貨客混載や買い物弱者支援
エネルギー開発	地域エネルギーの自給率向上や地域全体での効率的なエネルギー循環等に関する支援
環境整備	地域の自然保護、環境保全などに関する活動（活動の性質上、企業にとってはCSRの一環となる傾向が強いが、エネルギー開発やインフラ整備とも絡めた発展の可能性を期待できる）

出所：保田（2018）の記述内容をもとに、筆者作成

## 2. 茨城県の各市町村と民間企業の包括連携協定

では、民間企業と自治体による連携協定の実態はどのようになっているのだろうか。都道府県と民間企業の連携協定の締結状況・内容等は澤端（2020）で示した通りであるが、本稿では都道府県よりもさらに住民と近い距離で行政活動を行っている市町村の状況を確認し、地域コミュニティと企業の関わり方を検討してみたい。ただし、全国には2023年9月時点で1,700以上の市町村が存在し、それらを網羅的に確認することは現実的でない。従って、ここでは茨城県の44市町村を対象に状況を確認することとする<sup>4)</sup>。

茨城県内の各市町村が民間企業と締結している包括連携協定の一覧が表7である<sup>5)</sup>。これによると、郡部も含めた県内すべての市町村が民間企業と包括連携協定を締結している。また、あくまでも今回把握出来たものに限っては以下のようことが確認できる。

まず、市部での協定数に比べ、人口の少ない郡部の方が1自治体あたりの協定数は少なくなっている。また、茨城県内の市町村（計44市町村）と最も多くの包括連携協定を締結している民間企業は日本郵便（通信・陸運：38市町村と包括連携協定を締結）で、以下、大塚製薬（医薬品・食品製造：同34）、明治安田生命（生命保険：同22）、カスミ（小売：同16）、第一生命（生命保険：同12）、あいおいニッセイ同和損保（損害保険：同12）、常陽銀行（銀行：同9）となっている。金融機関や医薬品・食品製造業、小売業、通信・陸運業は、都道府県とも積極的に包括連携協定を結んでおり（澤端 2022）、その傾向とも一致する。なお、上記のうちカスミと常陽銀行以外は茨城県外に本社を置く企業である。

一方、協定締結の時期に着目すると、最も早いもので2015年となっており、2020年以降に締結しているケースが目立つ。対象を茨城県内に絞っているため留意は必要だが、都道府県のケースでは2000年代初頭から事例が確認でき、2008年頃に増え始めて2017年にピークを迎えているのに対し（澤端2022）、少し遅れた動きと言える<sup>6)</sup>。

次に、以下の3つの自治体を事例的に取り上げ、連携項目（連携分野）についても確認



をしておきたい。具体的には、「水戸市」（県中心部〔県央〕に位置する茨城県の県庁所在地かつ中核市であり、最も人口の多い中心的な都市）、「つくば市」（〔県南〕の中心都市で県内2番目の人口を擁する施行時特例市。千葉・東京との結びつきも強い）、「太子町」（〔県北〕の山間部に位置する町でいわゆる郡部に分類される）の、特性の異なる自治体を取り上げた。連携項目の詳細については表8の通りである。これによると、自治体ごとの傾向も伺えるが、全体を俯瞰してみると次のようなことも見えてくる。

表中で色付けをしたセル列の各項目は、表5・表6と同じ基準で自治会・町内会の活動と重なりが想定できる項目を示したものである。多くの協定で連携項目として採用されているものの中には「経済・産業振興」や「人材育成・働き方」など、地域コミュニティレベルの範囲を超えた活動も見られるが、「高齢者福祉（見守り等）」「教育・子育て支援」「スポーツ振興」「地域の安全・安心」「防災・災害支援」「まちづくり」など自治会・町内会の活動と関連性の高い項目を採用しているものも多く見られることがわかる。このように、包括連携協定において、地域コミュニティ活動に関連する項目が多数含まれていることが3市町の事例からも確認された。

なお、河村・中川（2020）は、地方自治体での実務経験をもとに「連携協定」の特徴と、協定を締結するメリットについて以下のように述べている。まず、連携協定は、「共創パートナー間で合意した相互連携の大きな方向性について、協定を締結する形をとったもので、性質的には基本合意（MOU）や紳士協定のような、法的拘束力がない形の抽象的なパートナーシップ」であるとする。そのうえで、協定締結の最大のメリットは、協定が締結後の具体的な取り組みを検討・推進していくための土台のような役割を担い、基本的な方向性を確保しておくことでその目的やビジョンに沿った個別具体的な共創事業の検討を円滑に進めることができる点であると指摘する<sup>7)</sup>（河村らは、「連携協定」をパソコンにおけるOSに、「個別具体的な事業」をアプリケーションに例えている）。また、二つ目のメリットとして情報流通をあげている。協定により継続的なコミュニケーションチャンネルが確立されることで、公民それぞれが有する多様な既存知識の共有や相互理解を深めることが可能となる。さらに実務的な観点では、協定は組織的なコミットメントとなるため、いずれかあるいは双方の組織に人事異動や組織変更などが生じた際に、人間関係の再構築がスムーズに行える点もメリットとしてあげられている。

表 7 茨城県内各市町村と民間企業の包括連携協定一覧 (2023年 8 月末現在)

No.	市町村名	人口 (万人) 23年7月	包括連携 協定数 23年8月	具体的な企業名
				※カッコ内の数値は締結年 (西暦の下二桁: 16=2016年)
1	水戸市	26.8	9	常陽銀行(16)、日本郵便(17)、セブン-イレブン・ジャパン/ヨークベニマル(18)、あいおいニッセイ同和損害保険(18)、東京海上日動火災保険(19)、水戸ヤクルト販売(20)、第一生命保険(21)、明治安田生命保険相互会社(21)、大塚製薬(23)
2	日立市	16.7	3	日本郵便(21)、大塚製薬(22)、良品計画/コープ(23)
3	土浦市	14.2	10	日本郵便(17)、第一生命保険(18)、あいおいニッセイ同和損害保険(18)、東京海上日動火災保険(19)、大塚製薬(20)、カスミ(21)、イーピーエス(21)、東日本旅客鉄道(21)、三井住友海上火災保険(22)、東部ガス/東京ガス(22)
4	古河市	13.8	9	常陽銀行(15)、大塚製薬(20)、コカ・コーラボトラーズジャパン(20)、日本郵便(20)、住友商事(20)、明治安田生命保険相互会社(21)、デイトナ・インターナショナル(21)、ニューネックス(22)、三協工業(23)
5	石岡市	7.0	3	日本郵便(15)、大塚製薬(20)、カスミ(21)
6	結城市	4.9	4	日本郵便(17)、大塚製薬(20)、明治安田生命保険相互会社(22)、ケーブルテレビ(23)
7	龍ヶ崎市	7.5	7	日本郵便(17)、CAMPFIRE、FAAVO by CAMPFIREつくば(20)、イトーヨーカ堂/筑波都市整備(20)、大塚製薬(20)、ワールドインテック(21)、明治安田生命保険相互会社(21)、ギルドヒーローズ/クラウドファンディングデザイン(23)
8	下妻市	4.2	7	ディーエイチシー(19)、PayPay(20)、大塚製薬(20)、カスミ(21)、日本郵便(21)、明治安田生命保険相互会社(21)、ルートインジャパン(22)
9	常総市	5.9	8	あいおいニッセイ同和損害保険(17)、SBブレイヤーズ/たねまき(19)、カスミ(20)、明治安田生命保険相互会社(20)、大塚製薬(22)、インフロンシア・ホールディングス(22)、東京電力パワーグリッド竜ヶ崎支社(22)、茨城セキスイハイム(23)
10	常陸太田市	4.6	2	明治安田生命保険相互会社(22)、大塚製薬(22)
11	高萩市	2.6	2	明治安田生命保険相互会社(20)、損害保険ジャパン(22)
12	北茨城市	4.0	6	タニタヘルスリンク(17)、明治安田生命保険相互会社(21)、大塚製薬(21)、第一生命保険(22)、日本郵便(22)、あいおいニッセイ同和損害保険(23)
13	笠間市	7.2	7	沼津社/オアツリジャパン(18)、東日本旅客鉄道(20)、明治安田生命保険相互会社(20)、日本郵便(21)、コカ・コーラボトラーズジャパン(22)、NTTコミュニケーションズ/NTTドコモ(22)、常陽銀行/常陽グリーンエナジー(23)
14	取手市	10.4	4	常陽銀行(16)、第一生命保険(18)、日本郵便(20)、明治安田生命保険相互会社(21)
15	牛久市	8.4	8	あいおいニッセイ同和損害保険(17)、オエノンホールディングス(19)、大塚製薬(21)、明治安田生命保険相互会社(21)、近畿日本ツーリスト/クラブツーリズム(22)、富士薬品(22)、第一生命保険(-)、日本郵便(-)
16	つくば市	25.5	11	大塚製薬(16)、筑波銀行(16)、CYBERDYNE(17)、第一生命保険(17)、日本郵便(17)、東京ガス/東京ガスリビングライン(18)、スノーピーク(18)、東京海上日動火災保険(19)、カスミ(21)、あいおいニッセイ同和損害保険(21)、ZOZO(23)
17	ひたちなか市	15.4	6	大塚製薬(20)、明治安田生命保険相互会社(22)、ノーブルホーム(22)、JX金属(23)、第一生命保険(23)、日本郵便(-)
18	鹿嶋市	6.5	4	メルカリ/鹿島アントラーズ・エフ・シー(20)、あいおいニッセイ同和損害保険(21)、PREVENT/住友生命保険相互会社(21)、鹿島アントラーズ・エフ・シー/東洋製罐GHD(23)、日本郵便(-)
19	潮来市	2.7	4	日本郵便(19)、大塚製薬(20)、マイナビ不動産(21)、総合警備保障(22)
20	守谷市	7.0	10	常陽銀行/常陽産業研究所(17)、福山コンサルタント(17)、セールスフォース・ドットコム(19)、ニチコム(20)、カスミ(20)、合同会社DMM.com(20)、明治安田生命保険相互会社(20)、東部ガス/東京ガス(22)、大和リース/マラスクエア(22)、日本郵便(22)
21	常陸大宮市	3.8	4	あいおいニッセイ同和損害保険(18)、日本郵便(20)、損害保険ジャパン(21)、大塚製薬(22)
22	那珂市	5.3	9	常陽銀行/筑波銀行/水戸信用金庫/茨城県信用組合/常陸農業協同組合(16)、筑波銀行/JTB関東(17)、水戸京成百貨店(19)、大塚製薬(20)、日本郵便(20)、明治安田生命保険相互会社(21)、あいおいニッセイ同和損害保険(21)、木内酒造(22)、SOMPOのみわり生命保険(23)
23	筑西市	9.8	6	筑波銀行(20)、第一生命保険(20)、大塚製薬(21)、日本郵便(21)、明治安田生命保険相互会社(22)、水戸信用金庫(23)
24	坂東市	5.1	5	常陸農業協同組合(17)、茨城県信用組合(17)、大塚製薬(20)、日本郵便(22)、明治安田生命保険相互会社(22)
25	稲敷市	3.7	4	カスミ(21)、協同組合江戸崎ショッピングセンター/ファイブ株式会社(23)、大塚製薬(23)
26	かすみがうら市	3.9	5	あいおいニッセイ同和損害保険(18)、日本郵便(19)、大塚製薬(20)、CAMPFIRE/クラウドファンディングデザイン(22)、eロボティクス茨城(22)
27	桜川市	3.7	5	百戦錬磨/常陽銀行/凸版印刷(18)、日本郵便(21)、カスミ(21)、モンベル(21)、大塚製薬(22)
28	神栖市	9.4	4	セブン-イレブン・ジャパン(18)、日本郵便(20)、まち未来製作所(21)、明治安田生命保険相互会社(22)
29	行方市	3.1	10	大塚製薬(15)、第一生命保険(16)、リコージャパン(19)、セブン-イレブン・ジャパン(20)、モリサウ(21)、メルカリ/鹿島アントラーズ・エフ・シー(21)、株式会社Exx(21)、高砂熱学工業(23)、株式会社GRACE(23)、日本郵便(-)
30	鉾田市	4.5	6	セブン-イレブン・ジャパン(15)、日本郵便(20)、第一生命保険(20)、大塚製薬(21)、カゴメ(22)、フューチャーリンクネットワーク(22)
31	つくばみらい市	5.1	9	大塚製薬(16)、第一生命保険(17)、日本郵便(17)、カスミ(20)、高砂熱学工業(20)、ピクシードステクノロジーズ(20)、クボタ(21)、HENNGE(21)、株式会社WiseVine(22)
32	小美玉市	4.7	5	あいおいニッセイ同和損害保険(18)、東日本電信電話茨城支店(19)、大塚製薬(20)、第一生命保険(23)、日本郵便(23)
33	茨城町	3.0	3	日本郵便(21)、明治安田生命保険相互会社(21)、大塚製薬(22)
34	大洗町	1.5	6	日本郵便(21)、茨城トヨベツ(21)、カスミ(21)、大塚製薬(22)、資生堂ジャパン株式会社「アネッサ」(23)、明治安田生命保険相互会社(-)
35	城里町	1.7	4	日本郵便(17)、明治安田生命保険相互会社(21)、大塚製薬(21)、カスミ(22)
36	東海村	3.8	5	大塚製薬(16)、日本郵便(17)、リコージャパン(18)、日立システムズ(21)、株式会社JWAY(23)
37	大子町	1.5	7	あいおいニッセイ同和損害保険(18)、日本郵便(20)、損害保険ジャパン(21)、さとゆめ(21)、モンベル(21)、NTTドコモ(22)、アブリシエイト(23)
38	美浦村	1.4	2	日本郵便(20)、カスミ(22)
39	阿見町	5.0	5	いばらきコープ生活協同組合/生活協同組合バリエシステム茨城(15)、日本郵便(17)、常陽銀行(20)、ヤマト運輸(21)、大塚製薬(21)
40	河内町	0.8	2	カスミ(21)、アイ・ロボティクス(23)
41	八千代町	2.0	3	カスミ(21)、日本郵便(21)、大塚製薬(21)
42	五霞町	0.8	6	日本郵便(20)、染めQテクノロジー(20)、大塚製薬(21)、カスミ(22)、明治安田生命保険相互会社(22)、クレバークラウン(23)
43	境町	2.4	4	舞台ファーム(17)、ケイ・ジェイ・シー(17)、北良株式会社(19)、常陽銀行(-)
44	利根町	1.5	3	日本郵便(17)、カスミ(21)、大塚製薬(23)

出所：各自自治体・企業のHP、およびプレスリリース等の情報をもとに筆者作成



## IV. 企業による地域貢献活動と背景

### 1. 企業が「社会」や「地域」との関わりを深める背景

近年、企業は自らを取り巻く様々な環境が大きく変化していることを敏感に感じ取り、社会課題あるいは地域課題に対し、以前にも増して積極的に取り組むようになってきている。従来から多くの企業で実施されてきた寄付行為や芸術文化支援活動、あるいは自然環境を保全・再生するための活動など、いわゆるCSR (corporate social responsibility: 企業の社会的責任)に関する取り組みに加え、CSV (creating shared value: 共有価値の創造)、CRM (cause-related marketing)、さらにはSDG s 経営と、様々なコンセプトが提示され根本的な企業活動の「在り方」自体が大きく変わろうとしているように見える。

また、多くの企業が地域貢献活動にも取り組んでおり、いわゆる中小企業の動向を中心に活動の動機や活動を促す要因に関する実証研究も進められている<sup>8)</sup>。例えば本多 (2016, 2017) は、多くの中小企業が地域貢献活動に取り組むことの必然性を感じているとし、その動機として、①「地域への粘着性」(立地の固着性、取引範囲の相対的狭小性: 企業が小規模なほど取引範囲が立地地域を中心とした狭い範囲に収まりやすく、立地も同じ地域に留まりやすい)、②「職住の近接性」(従業員が企業の近隣や企業と同じ場所に居住する傾向にあり、事業環境と生活環境が同じ地域に重なりやすい)、③「人間との一体性」(経営者や従業員の顔が地域住民から見えやすく、同じ住民として地域から捉えられやすい) という3点に着目している。規模の大小にかかわらず、企業は様々な社会活動を実施していると考えられるが、大企業の場合はより広いエリアの社会 (一国あるいは世界レベルでの社会) が対象となる傾向にある。他方、中小企業は、上述した3つの性質 (「地域への粘着性」, 「職住の近接性」, 「人間との一体性」) を持つことから、相対的に狭い範囲での社会に対する貢献意欲が生まれやすく、社会活動が地域社会活動として具現化しやすいとされる (本多2017)。

そのように捉えると、ポーターら (Porter & Kramer 2011) が事例として取り上げているネスレのCSV活動をはじめ、大企業が取り組む社会活動の多くが、比較的広域的な地理的範囲を対象としたものとなっている点は決して不思議なことではない。

他方で、大企業がよりローカルなスケールといえる地方自治体との連携を進めようとする動きも確認できる。澤端 (2022) および本稿で取り上げた企業と自治体の連携協定もそれらの動きのうちの一つと見なすことができる。

### 2. 地域社会活動による事業活動の活性化

それでは、企業が社会あるいは地域の課題解決に取り組む意義はどこにあるのだろうか。地球環境や社会あるいは地域社会に対して良い影響を与える活動は「ソーシャルグッド」と呼ばれ、それは単なる「善行」に留まらず、企業経営にとってもポジティブに作用する可能性が指摘されている。例えば猪狩 (2023) は、企業が「ソーシャルグッド」に取り組むメリットとして、企業のブランド力の強化や信頼の向上、従業員の働きがいの向上、多様な人材の確保、経営リスクの回避、「SDG s ・ ESGファイナンス」による資金調達、新たな取引先や事業パートナーの獲得、イノベーションを生む土台となり得る点などをあげ

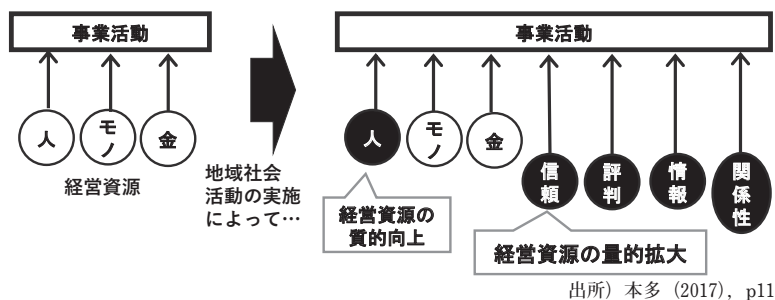


図1 地域社会活動による事業活動の活性化ロジック

ている。

また、本多 (2017) は、より経営学的な視点から地域社会活動の実施による事業活動活性化のロジックを提示している (図1)。

これは、企業が地域社会活動を実施することで、企業内部の経営資源の質的向上と量的拡大をもたらす効果<sup>9)</sup>に着目し、そのことが結果として事業活動を活性化させるというものである。本多 (2017) のこの図式は、あくまでも中小企業についての考察から導き出されたものではあるが、企業規模の大小を問わず、ある程度普遍化できるものと考えられる。

以上のように、企業が社会あるいは地域社会との関わりを志向する背景や、そのことによって最終的には事業の活性化へと繋がる見通しも立ちうることを説明してきた。企業側のこのような変化に対し、実は地域コミュニティ側も新たな「在り方」を模索する段階に入ってきている。最後に、「新しいコミュニティ」に関する諸議論を通じて、その変化の方向性を確認しておきたい。

## V. 「新しいコミュニティ」における企業の役割

### 1. 地域コミュニティの変化と「新しいコミュニティ」

近年、いわゆる「新しいコミュニティ」についての議論も活発化している。まずは、「コミュニティ経済」という新たな発想の必要性を論じている広井 (2019, 2023) の議論を中心に、「新しいコミュニティ」のイメージをつかんでみたい。

広井 (2019) によれば、近代の枠組みにおいて社会は独立した「個人」から成り立つものと考えられ、そこでは「経済的な文脈では、個人は市場において互いに自由に競争し、利潤の最大化を図ることが想定されている。そして、そこで生じうる格差の拡大とか、環境破壊といった問題については、『政府』という公共部門をつくって、それがそれらの問題の是正や調整を行うものとされる。」との見方を示している。つまり、近代的な人間観ないし社会観の基本にある思考枠組みは、「個人と社会」、「私 (プライベート) と公 (パブリック)」、「市場と政府」などの二元論であって、そこには「コミュニティ」という概念や要素は登場しない。いわば、「コミュニティ」が存在せずとも人間社会の成立や理解が可能であるというパラダイムであり、1970年代頃まではこのシステムが比較的うまく機能していたという (広井2023)。

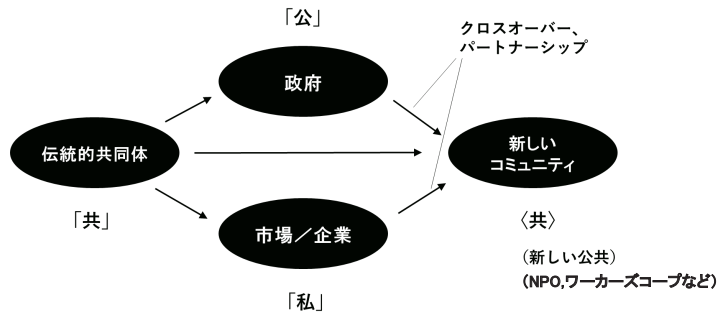
しかしながら近年においては、様々な背景から「個人-社会」、「公-私」、「市場-政府」と

いった二元論的枠組みでは個々の問題解決や人間という存在の理解が不十分だと疑念が生じ、「コミュニティ」という存在（「共」という第三の領域・関係性）が浮上してきた、とする（広井2019）。

ただし、「コミュニティ」は近代以前の伝統的社会において社会の中心的な意味を担うものとしてもともと存在するものである。そのため、近年の方向は、図2のような、「新しいコミュニティ」への再構築が求められているとの認識を示している。

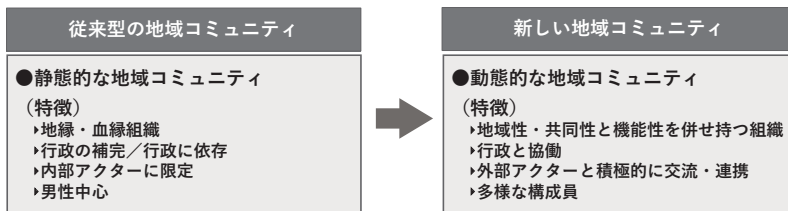
さらに、広井（2023）はこのようなダイナミズムの中での企業の「在り方」の変化についても言及している。それは、企業行動の中に何らかの形で「コミュニティ（あるいは相互扶助、循環）」的な原理を導入することであり、これは「事前的（予防的）な対応」とも重なるとする。「企業＝利潤最大化」と「政府による事後的な是正」という組み合わせではなく、企業行動そのものの中にコミュニティ的原理を当初から導入し、結果的に社会的コストを抑制していくという発想の必要性が述べられている（広井2023）。

床桜（2020）も「新しい地域コミュニティ」について言及しており、それは、端的に言えば牧野（2014）による新たなコミュニティモデルに関する議論を参照しながら<sup>10</sup>、「静態的なコミュニティ」から「動態的なコミュニティ」への変化を説明しようとしたものである。地域性・共同性と機能性を併せ持ち、行政との協働や外部アクターとの積極的な交流連携を行う、多様な構成員からなるコミュニティが、床桜（2020）による「新しい地域コミュニティ」のイメージである（図3）。



【伝統的社会】 【市場化・産業化社会】 【成熟化・定常型社会】  
出所) 広井 (2019) p82および、広井 (2023) p169を一部修正

図2 「公・共・私」の役割分担のダイナミクス



出所) 床桜 (2020) p143

図3 「新しい地域コミュニティ」のイメージ

さらに、坂倉（2020）は、新しいコミュニティという表現こそ用いていないものの、地域社会が人と人との関係性の集合で成り立っているとの視点から、その関わり方の変化に着目し「つながりの変化と地域の変容」のプロセスを3段階に分けて示している。それによると、【第1段階】は「一部のメンバーで地域活動を行っている段階」である。活動メンバーは固定的で地域内の一部がネットワーク化されているものの、関係性は一部に限られ動きが少ない状態だとし、従来型の地域もしくは変化の生じる前のコミュニティの状況を示している。【第2段階】は「地域内外の新しい人とのつながり、一人ひとりの意識や行動が変わり始める」段階である。人や資源の新しいつながりが生まれはじめ、それまで顔を合わせたことのない人がつながり、地域外とのつながりも増えていく段階とされる。そして【第3段階】は「新しい結合が起き続け活動が次々に生まれる」段階である。資源の組み換えや新しいつながりが連鎖的に生じ、動的で自律的なコミュニティが実現する段階、言い換えれば、地域に新しい生態系が生まれる段階とされる。

また、主に農山村のコミュニティを念頭においたものではあるが、小田切（2009, 2013）など「新しいコミュニティ」について積極的に議論を展開している。その特徴として、①活動内容の総合性、②自治組織であると同時に、経済活動を行う二面性、③従来の地縁組織である集落などの補完関係、④組織運営の革新性を挙げ、コミュニティ振興会や振興協議会などの任意団体、あるいはNPO法人など、自治会・町内会などとは異なる組織が「新しいコミュニティ」として機能している事例を多数報告している（小田切2009, 2013）。

このように、「コミュニティ」に対する具体的なイメージや抽象度、あるいは構想的・理念的か／分析的・実証的などのアプローチ方法において、それぞれの論者が想定している「新しいコミュニティ」は、厳密には異なっている面もある。しかしながら、既存の地域コミュニティをスクラップしようという企てではなく、すでにある地域コミュニティをベースに、それをいかに再構築していくべきかを探るための試みとして、一定の共通点を見出すことができるようにも思う。そこからは、「結束性（閉鎖性）・固定制が高く静的な地域コミュニティ像」から、「開放的で動的な地域コミュニティ像」への再構築（あるいはリデザイン）がイメージされる。小田切（2009）による「これからのコミュニティの議論に必要なことは、新たな背景の下で必要とされているコミュニティのあり方を論じること」である、という指摘は、われわれが地域コミュニティについて深く掘り下げて考えようとする際には極めて重要な視点となるであろう。

## 2. 企業による「新しいコミュニティ」へのアプローチ

さて、このような「新しいコミュニティ」への期待が高まる中で、企業はそれにどのように関わっていくことができるだろうか。本稿で取り上げた企業と自治体の連携協定は、いわば「私」を担う企業が、「公」とその先にある「共」との関わりを持とうとする動きだと言える。つまり、企業（私）が自治体（公）を介して地域コミュニティ（共）へアプローチをし、これまで地域コミュニティが担ってきた機能の一部を補完する役割を担おうとしている動きと捉えてみたい。

IV章でも見たように、地域との様々な「距離感」を鑑みると、大企業がある特定の地域

コミュニティとダイレクトに連携をはかり何らかの地域貢献活動を進めていくことは、中小企業のそれとは異なり現実的には容易ではない。そこで企業が自治体との連携協定を締結することで、ローカルスケールの課題へのアプローチが可能となる側面もあるように思われる。本稿で取りあげた「包括連携協定」は、企業（とくに大企業）がこのような地域課題にアプローチを試みる際の新たな手段の一つとして機能しているとみなすことも可能ではないだろうか<sup>11)</sup>。

## VI. おわりに

地域コミュニティが抱える諸課題の解決に向け企業がどのような役割を果たしうるだろうかという問いに対し、現時点で明快な解を提示することは難しい。それでも企業と自治体の連携の動きの中に、何らかの可能性を見出すことはできるのではないだろうか。

注目したいのは、自治体と企業が連携をすることで、企業というアクターが地域コミュニティの抱える課題に対し、従来とは異なった方法でアプローチを試みている点である。あくまでも相対的な見方としてはあるが、企業はその性質から見れば「ゲマインシャフト」というよりは「ゲゼルシャフト」的であり、「コミュニティ」というよりは「アソシエーション」的である。従って、(とりわけ地域外の)企業が地域コミュニティとの関わりを持つとすることは、マッキーヴァーのいうところの「(地域性に基づいた)コミュニティ」に対し「アソシエーション」が関与してくる構図になる。ゆえに地域コミュニティ側に『「企業はおいしいところのみを持っていくのではないか』という疑心暗鬼」(保田2018)を生じさせる可能性があることも想像し得る。このような状況を踏まえると、いち民間企業(とりわけ、地域外アクターと見なされる大企業)が、地域コミュニティが抱える課題にダイレクトにアプローチしていくことは現実的には容易でない。そこで企業は自治体と連携協定を結び、それを足掛かりに地域コミュニティレベルの課題に取り組もうとしているようにも見える。

もちろん、企業側のモラルや姿勢に問題のないことが前提だが、地域コミュニティ側がそれをどのように取り入れ、新しい融合のかたちを創りあげていけるかが問われているようにも思う。企業はカネや人だけではなく、アイデアや技術・ノウハウ、ネットワークなど、独自で多様な経営資源を備えている。「私」が有するそれらの資源を「新しいコミュニティ」にいかに取り込むかという発想が、今後の地域コミュニティの維持・発展には必要となるかもしれない。自治会・町内会など既存の地域コミュニティが衰退し、そこに暮らす人々だけでは担いきれなくなった機能を、行政(公)だけでなく、企業(私)も参加してそれを補完しながら、「新しいコミュニティ」の在り方を探っていくことも必要になるだろう。

## 謝 辞

本研究は、科学研究費補助金(基盤(B)20H01395)「地域運営組織を核とした農山村型連帯経済モデルの構築に関する研究」、および2023年度南山大学経営研究センター研究助成事業「企業とコミュニティ研究会」の研究助成を受けて行った研究成果の一部である。これらの助成に対し感謝致します。



註

- 1) 「公民連携」以外に「官民連携」「産官連携」などと表現されることもあるが、本稿においてはそれらをほぼ同義のものとして扱い、原則として「公民連携」という表記で統一する。
- 2) 「公民連携」が活発化している背景には、企業側だけでなく法整備などの政策の影響や自治体側の状況の変化（市町村合併、財政難、人手不足、地域課題の多様化・複雑化など）とも関係していることが考えられる。自治体と企業が連携を進める背景や、企業と自治体の包括連携協定に関する研究動向については、澤端(2022)でごく簡単な整理を行っているのでそちらを参照されたい。
- 3) 保田(2018)では、厳密には連携協定のみに限った議論をおこなっているわけではないが、ここで取り上げられている事例のリストを確認すると、連携協定（もしくは包括連携協定）によるものが多く含まれている。
- 4) 茨城県に関し、市町村数および市と郡部の割合は標準的で、県南の千葉・東京周辺部から県北を中心とした農村部も含む多様な市町村で構成されている。また茨城県（茨城県庁）と民間企業の包括連携協定数（18件）も全都道府県の平均値（21.7件）に近く（澤端2022）、包括連携協定に関する地域的な特殊性は高くないと思われる。
- 5) 茨城県内の市町村と民間企業の包括連携協定の全体像を把握するために、次のような方法で情報収集および集計を行った。まず、各市町村のホームページなどで公開されている情報を中心に、原則として協定名に「包括」と入っているものをピックアップし、各企業のホームページやプレスリリース、新聞記事検索や一般検索サイト（Google等）などを活用し情報を補完した。期間は2023年8月31日までに締結されたものを対象としている。ただし、協定名に「包括」と入っているものの、協定内容を確認するなかで連携項目が極めて狭い特定領域にとどまる協定（防災のみに特化した協定など防災にかかわる事項を包括的に扱う、という意味で協定名に活用しているものなど）は一部リストから除外をしている。
- 6) 茨城県内のある自治体（市役所）へのヒアリングによると、連携協定に関して県と情報をやり取りしたり、企業の紹介がなされたりすることはとくにないという返答も得ている。自治体により様々であろうし、複数のケースにあたってみないとはっきりとは言えないが、企業側がまずは都道府県との連携協定を締結した経験をもとに、その後各市町村との協定締結を進めている可能性も考えられる。この点については、「都道府県」と「市町村」および「企業」それぞれの視点から今後改めて詳しく調査・検討をしてみたい。
- 7) 水戸市のホームページには、「包括協定とすることで、実施事業ごとに協定や覚書を締結する事務手続の省力化が図れ、迅速かつ効率的に連携事業を進めることが可能」となるとの記載も見られる。
- 8) 本多の一連の研究以外にも、秋田県と岩手県の小規模ハイテク製造企業2社へのインタビュー調査から、地域の豊かな自然環境に影響され地域への思いを強めていく創業者の姿を描き出した研究（中川2019）なども見られる。
- 9) 例えば、「人的資源の質的向上」という点では、地域社会活動に取り組むことを通じて、経営者や従業員の仕事へのやる気や誇りが高まったり、コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力が高まるなどの効果が見られるという（本多2017）。
- 10) 牧野(2014)は、新たなコミュニティモデルのイメージを、「従来のようなある種の静的なコミュニティのあり方、つまり既存の人的・物的または価値的な資源を分配し、配置するシステムとしてのコミュニティから、従来の経済の仕組みを解体・再構築し、文化を発掘して再価値化し、さらに旧来の人間関係を組み替えて新たな価値に基づく関係へと再生しつつ、地域の在り方を関係性というレベルで組み換えて、再生していくコミュニティへと移行している」と説明している。
- 11) ただし、河村・中川(2020)でも触れられているが、「連携協定を締結したけれどもなかなか具体的に進まない」というケースもあることは想像できる。連携協定が「私」と「公」・「共」をつなぐ（あるいは「私」のなかに「共」を組み込む）ことにどの程度機能し得るかについては、改めて別途評価する必要があるだろう。

参考文献

- Cooley,C,H (1909)“Social Orgallization”, *Schocken Books*（大橋幸・菊池美代志訳『社会組織論』青木書店、1970）
- Hillery. G, (1955) “Definitions of Community: Areas of Agreement”, *Rural Sociology* (20) ,pp.111-

123

- MacIver, R. M. (1917) "Community A Sociological Study; Being an Attempt to Set Out the Nature and Fundamental Laws of Social Life" *Macmillan*, (中久郎・松本通晴漢訳『コミュニティ』ミネルヴァ書房, 1975)
- Park, R. E. and E. W. Burges (1921) "Introduction to the Science of Sociology", *The University of Chicago Press*
- Porter, M. E. and Kramer, M. R. (2011), "Creating Shared Value", *Harvard Business Review*, January-February, pp.1-17
- Tönnies, F. (1887) "Gemeinschaft und Gesellschaft", *Leipzig: Fues*. (杉之原寿一訳『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト』岩波文庫, 1957)
- Wellman, B. (1979) "The Community Question: The Intimate Network of East Yorkers," *The American Journal of Sociology*, 84(5), pp.1201-1231 [野沢慎司・立山徳子訳(2006)「コミュニティ問題—イースト・ヨーク住民の親密なネットワーク」野沢慎司編・監訳『リーディングス ネットワーク論』勁草書房, pp.159-200所収]
- 猪狩淳一 (2023) 『ソーシャルグッドビジネス最前線 ~サステナブル経営の道しるべ~』毎日新聞出版
- 卯月盛夫 (2004) 「住民参画で職員・住民を鍛える」(大森彌・卯月盛夫・北沢猛・小田切徳美・辻琢也『自立と協働によるまちづくり読本』ぎょうせい, pp.125-211所収)
- 小田切徳美 (2009) 『農山村再生「限界集落」問題を越えて』岩波書店
- 小田切徳美 (2013) 「新しい地域コミュニティづくり—山口県・広島県」(小田切徳美・藤山浩『地域再生のフロンティア 中国山地から始まるこの国の新しいかたち』農文協, pp.45-82)
- 河村昌美・中川悦宏 (2020) 『公民共創の教科書』事業構想大学院大学出版部
- 坂倉杏介 (2020) 「なぜいまコミュニティマネジメントか」(坂倉杏介・醍醐孝典・石井大一郎『コミュニティマネジメント: つながりを生み出す場, プロセス, 組織』中央経済社, pp.1-21所収)
- 澤端智良 (2022) 「都道府県と民間企業の包括連携協定—連携分野と連携業種の傾向—」『茨城キリスト教大学紀要』(56), pp.139-155
- 総務省: 地域コミュニティに関する研究会 (2022) 「地域コミュニティに関する研究会 報告書」
- 高木超 (2022) 『SDGs×公民連携-先進地域に学ぶ課題解決のデザイン』学芸出版社
- 高松和幸 (2012) 『マッチングギフトとコミュニティ形成』創成社
- 床桜英二 (2020) 「地域コミュニティにおける創発的価値創造活動の探求: 徳島県神山町を事例に」『比較経営研究』(44), pp.172-179
- 鳥越皓之 (1994) 『地域自治会の研究—部落会・町内会・自治会の展開過程』ミネルヴァ書房
- 中川 衛 (2019) 「企業の地域貢献活動を促す要因—北東北地方の小規模ハイテク製造企業へのインタビュー調査から—」『日本地域政策研究』第23号, pp.54-63
- 野田遊 (2021) 『自治のどこに問題があるのか—実学の地方自治論』日本経済評論社
- 広井良典 (2019) 『人口減少社会のデザイン』, 東洋経済新報社
- 広井良典 (2023) 『科学と資本主義の未来—せめぎ合いの時代』を越えて, 東洋経済新報社
- 福武直 (1983) 「コミュニティ理論の形成と展開」(磯村英一編『コミュニティの理論と政策』東海大学出版会)
- 船津衛 (2014) 「『現代コミュニティ』とは何か」(船津衛・浅川達人『現代コミュニティとは何か—現代コミュニティの社会学入門』恒星社厚生閣, pp.2-17 所収)
- 本多哲夫 (2016) 「地域社会づくりと自治体中小企業政策—大阪の事例から—」(日本中小企業学会編『地域社会に果たす中小企業の役割—課題と展望—』同友館, pp.16-28所収)
- 本多哲夫 (2017) 「中小企業の地域社会活動と自治体政策: 自治体中小企業政策の新たな形」『経営研究』68(2), pp.1-16
- 牧野篤 (2014) 『生きることとしての学び—2010年代・自生する地域コミュニティと共変化する人々—』東京大学出版会
- 宮垣元 (2009) 「理論的背景と位置づけ」(金子郁容・玉村雅敏・宮垣元『コミュニティ科学 技術と社会のイノベーション』勁草書房, pp.25-57所収)
- 保田隆明 (2018) 「地域活性化のための産官学連携の今後の可能性」(事業構想大学院大学ベストプラクティス研究会編『地域活性化のための産官学ベストプラクティス』宣伝会議, pp.122-135所収)
- 山崎丈夫 (2003) 「地域住民組織とNPOが協働したコミュニティづくり」『コミュニティ政策』1巻,

pp.79-92  
渡辺たま緒 (2023) 「自治会・町内会の役割と、まちづくりをめぐる新たな展開」『都市問題』114 (5),  
pp.18-27

## Complementary Role of Businesses in Local Community Functions

Tomoyoshi Sawabata

The purpose of this paper is to examine the relationship between regional contribution activities by private companies and local community functions. Specifically, we focus on comprehensive cooperation agreements between companies and local governments (municipalities), and examine the relationship between the functions, roles, and activities of local communities and their cooperation matters, focusing the case of traditional Japanese local communities, such as neighborhood associations. We will then discuss how companies can be involved with local communities in the context of the need to restructure or redesign “new communities”.